
平成28年第1回大和町議会定例会会議録

平成28年3月1日（火曜日）

応招議員（17名）

1番	今野善行君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀 啓君
10番	伊藤 勝君		

出席議員（17名）

1 番	今 野 善 行 君	1 1 番	平 渡 高 志 君
3 番	千 坂 裕 春 君	1 2 番	堀 籠 英 雄 君
4 番	渡 辺 良 雄 君	1 3 番	高 平 聡 雄 君
5 番	松 浦 隆 夫 君	1 4 番	馬 場 久 雄 君
6 番	門 間 浩 宇 君	1 5 番	中 川 久 男 君
7 番	槻 田 雅 之 君	1 6 番	大 崎 勝 治 君
8 番	藤 卷 博 史 君	1 7 番	堀 籠 日 出 子 君
9 番	松 川 利 充 君	1 8 番	大 須 賀 啓 君
1 0 番	伊 藤 勝 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野元君	保健福祉課長	千葉喜一君
副町長	遠藤幸則君	産業振興課長	大塚弘志君
教育長	上野忠弘君	都市建設課長	佐々木哲郎君
代表監査委員	櫻井貴子君	上下水道課長	蜂谷俊一君
総務課長	後藤良春君	会計管理者兼会計課長	佐藤三和子君
まちづくり政策課長	小川晃君	教育総務課長	櫻井和彦君
財政課長	高崎一郎君	生涯学習課長	村田良昭君
税務課長	三浦伸博君	総務課危機対策室長	文屋隆義君
町民生活課長	長谷勝君	税務課徴収対策室長	浅野義則君
子育て支援課長	内海義春君	産業振興課農業委員会事務局長	熊谷実君

事務局出席者

議会事務局長	浅野喜高	議事庶務係長	野田美沙子
次長	櫻井修一	主任	逢坂孝徳

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前10時00分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番門間浩宇君及び7番槻田雅之君を指名します。

日程第 2「議案第32号 平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

日程第 3「議案第33号 平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

日程第 4「議案第34号 平成28年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第 5「議案第35号 平成28年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第 6「議案第36号 平成28年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第 7「議案第37号 平成28年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第 8「議案第38号 平成28年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第 9「議案第39号 平成28年度大和町下水道事業特別会計予算」

日程第10「議案第40号 平成28年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」

日程第11「議案第41号 平成28年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」

日程第12「議案第42号 平成28年度大和町水道事業会計予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、議案第32号 平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算から
日程第12、議案第42号 平成28年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

前日に引き続き、朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長長谷
勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

おはようございます。特別会計のほうに入りますのでよろしくお願ひいたします。

説明書、103ページをお願ひいたします。

議案第32号でございます。

平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。

平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算は次に定めるところによるも
のでございます。

歳入歳出予算でございます。

第1条歳入歳出予算の総額はそれぞれ25億6,647万円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表によ
るものでございます。

第2条一時借入金でございます。一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定
めるものでございます。

説明書の110ページをお願ひいたします。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職者被保険者等国民健康保険税
につきましては、27年度課税状況をもとに所得状況と保険者数及び低所得者に対する
軽減措置を考慮し予算措置をしたものでございます。

2款1項1目督促手数料につきましては、科目設定でございます。

111ページをお願ひいたします。

3款国庫支出金につきましては、医療費に要する国庫負担金、高額医療に要する国
庫負担金、並びに特定健診に要する国庫負担金でございます。

1項1目療養給付費等国庫負担金につきましては、町の医療費実績に基づき32%の
定率で給付される負担金でございます。

2目高額療養費共同事業負担金は、高額療養費実績に基づき市町村の拠出により共
同事業として国保連合会の調整により交付されるものでございます。

3目特定健康診査等負担金は、国から3分の1の負担を見込んでいるものでございます。

2項国庫補助金につきましては、国からの補助金、交付金でありまして、国保財政安定調整のための交付金でございます。

1目財政調整交付金につきましては、普通特別財政調整交付金で、市町村の医療実績及び税の徴収率などに基づき交付されるものでございます。

4款1項1目療養給付費交付金につきましては、退職者医療に要する交付金で、退職者の医療実績に基づき支払基金から交付されるものでございます。

5款1項1目前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者相当分の交付金で、医療実績に基づき支払基金から交付されるものでございます。

112ページをお願いいたします。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫負担金同様の高額療養費として交付されるものでございます。

2目特定健康診査等負担金につきましては、特定健診に充当するための負担金でございます。

2項1目調整交付金につきましては、療養給付に対する調整として交付されるものでございます。

2目民生費県補助金につきましては、乳幼児医療事務への補助金でございます。

7款1項共同事業交付金につきましては、高額な医療費等に対応するため国保連合会からの交付金であります。

1目高額医療費共同事業交付金、2目保険財政共同安定化事業交付金は、保険者の財政運営の不安定を緩和することを目的としているもので、県内の全市町村の保険者を対象として交付されるものでございます。

8款1項財産運用収入につきましては、国保の基金利子でございます。

9款1項他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金であり、それぞれの節のとおり法定ルール内での繰入金でございます。

113ページをお願いいたします。

2項基金繰入金につきましては、財政調整基金からの繰り入れであり今年度は当初予算からの繰り入れを行うものでございます。

10款繰越金につきましては、27年度からの繰越予定額であり、科目設定でございます。

11款につきましては全て科目設定でございます。

続きまして、歳出になります。

115ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、国保会計運営に要する事務経費でございます。

主なものとしましては、7 節賃金は、事務補助員の賃金。

9 節旅費は、職員の旅費。

11 節需用費は、国保保険証、高齢者受給者証の印刷代などでございます。

12 節役務費は、保険証の郵送料などでございます。

13 節委託料には、国保連合会へのレセプト点検委託料でございます。

2 目団体負担金は、国保連合会への町村割負担金等でございます。

1 款 2 項 1 目賦課徴収費は、国保の賦課徴収に要する経費でございます。

3 項 1 目運営協議会費は、国保運営協議会に要する事務経費でございます。

1 節報酬は 9 名の委員の報酬。

9 節旅費は、費用弁償等でございます。

4 項 1 目趣旨普及費は、国保制度のチラシ等の経費でございます。

2 款 1 項療養諸費、1 目から 4 目までは、それぞれ医療費の公費負担 7 割相当額で、国保連合会などへの負担金でございます。

117ページをお願いいたします。

5 目審査手数料は、国保連合会への医療費の審査手数料でございます。

2 項高額療養費 1 目から 4 目まで、それぞれの限度額を超える部分について公費負担をするものでございます。

3 項葬祭費、葬祭費用でありまして、1 人当たり 5 万円でございます。

4 項出産育児諸費は、出産育児一時金でありまして、1 人当たり 42 万円でございます。

5 項移送費は、病院間の移送に係る車代でございます。

3 款 1 項後期高齢者支援金等は、法律に基づいて町から社会保険診療報酬支払基金への負担金でございます。

119ページをお願いいたします。

4 款と 5 款につきましても、3 款同様に法律に基づく負担金であり、社会保険診療報酬支払基金へそれぞれの目的により支払う負担金でございます。加入者数、医療費の実績により支払基金へ市町村からの負担金ということで支払うものでございます。

6 款共同事業拠出金につきましては、国保連合会への拠出金であり、各市町村が医療実績に応じて支払いの負担をするものでございます。

7款1項特定健康診査等事業費は、特定健診に要する経費で、13節は、健診機関への業務委託に要するものでございます。

7款2項保健事業費につきましては、7節賃金は、健診の結果説明会などの看護師賃金。

8節報償費は、健康づくり達人セミナーの講師謝金。

11節需用費は、健診結果説明会時の消耗品代。

28節繰出金は、一般会計で実施するがん検診への国保世帯相当分の拠出をするものでございます。

8款1項基金積立金は、基金利子相当分を積み立てするものでございます。

121ページをお願いいたします。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、税の還付金、医療費の返還金等であり、これまでの実績に応じた予算措置で、科目設定が大部分でございます。

10款につきましては、予備費でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

続きまして、説明書126ページをお願いいたします。

議案第33号 平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算でございます。

歳入歳出予算でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ18億8,793万8,000円と定めるものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分の金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条といたしまして、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間、及び限度額は第2表債務負担行為によるものでございます。

第3条といたしまして、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借り入れの最高額は3,000万円と定めるものでございます。

130ページをお願いいたします。

債務負担行為をお願いいたします事項につきましては、高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定業務委託でございまして、期間は平成29年度中の、限度額389万3,000円をお願いするものでございます。

132ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款保険料 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、現年度分特別徴収保険料及び現年度分普通徴収保険料の見込額を計上いたしましたものでございます。

2 款使用料及び手数料につきましては、科目の設定でございます。

3 款国庫支出金 1 項 1 目介護保険給付費につきましては、介護給付費の20%相当分の法定負担分の現年度国庫負担金を見込んだものでございます。

2 項 1 目調整交付金につきましては、介護給付費の5%相当分の法定負担分の現年度分調整交付金を見込んだものでございます。

2 目につきましては、地域支援事業の介護予防事業、包括的支援事業 2 事業分に係る交付金でございます。

133ページをお願いいたします。

4 款支払基金交付金 1 項 1 目介護給付費負担金、2 目地域支援事業支援交付金につきましては、介護給付費及び地域支援事業の28%相当分の社会保険診療報酬支払基金より交付される交付金でございます。

5 款県支出金 1 項 1 目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の12.5%相当分の法定負担分の現年度県負担金を見込んだものでございます。

2 項財政安定化基金支出金につきましては、科目の設定でございます。

3 項 1 目につきましては、地域支援事業に係ります介護予防包括的支援事業 2 事業に係る県交付金でございます。

6 款財産収入 1 項 1 目利子及び配当金につきましては、財政調整基金からの利子見込額でございます。

7 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、介護給付費の12.5%相当分の法定負担分、職員給与費等地域支援事業に係る繰り入れでございます。

134ページをお願いいたします。

7 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整により繰り入れでございます。

8 款繰越金 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度からの繰越金。

9 款諸収入につきましては、1 項及び 2 項につきましては、科目の設定でございま

す。

3項1目から3目までにつきましても、科目の設定でございます。

4目雑入につきましては、介護予防プラン作成に係ります宮城県国保連合会からの収入と、グループホームすずらの土地貸付料、さらには配食サービス利用者負担金の収入等でございます。

135ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費につきましては、介護保険事業運営に要する人件費、事務費の運営等でございます。

8節報償費につきましては、指定管理者候補者外部選定委員会に要する委員の報奨金でございます。

11節需用費につきましては、物品購入、コピー代等でございます。

12節役務費につきましては、介護給付費通知用はがき代等の通信運搬費、介護給付費通知者一覧表の処理手数料、グループホームすずらの火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、介護保険システムプログラム保守料でございます。

14節につきましては、グループホームすずらんに係る土地の借上料でございます。

19節負担金につきましては、認知症の人と家族の会宮城県支部への負担金及び保険者回線高速化セキュリティソフト更新費でございます。

25節積立金につきましては、介護保険財政調整基金への積立金でございます。

136ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費11節及び12節につきましては、介護保険料の賦課徴収に要します通知書の印刷代、郵送料等の費用でございます。

3項1目認定調査等費の8節報償費につきましては、認定調査員12名分の報酬、9節につきましては認定調査員の調査業務に係る費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、公用車2台分の燃料費、車検整備代及び印刷製本費等でございます。

12節役務費につきましては主治医意見書、車検整備に要する手数料等、自動車損害保険料等でございます。

14節につきましては認定調査業務におけます駐車料金でございます。

19節負担金につきましては、介護認定審査会の運営経費といたしまして、黒川行政事務組合への負担金でございます。

27節につきましては、自動車重量税でございます。

4 項 1 目計画策定委員会費でございます。

137ページをお願いいたします。

1 節及び9 節につきましては、介護保険運営委員会に要する委員15名の報酬及び費用弁償等でございます。

11節需用費につきましては、委員会開催時の食糧費でございます。

13節委託料につきましては、第7期介護保険事業計画策定に係ります委託料でございます。

2 款保険給付費につきましては、各種介護保険サービスの給付に要する費用でございます。

1 項 1 目居宅介護サービス給付等費につきましては、訪問介護、通所介護、短期入所サービス等居宅サービス等、住宅改修、福祉用具購入に要する給付費でございます。

2 目施設介護サービス給付等費は、特別養護老人ホームの介護老人福祉施設及び介護老人保健施設等に要する給付費でございます。

3 目居宅介護サービス計画等費は、ケアプラン作成に伴います給付費でございます。

4 目地域密着型介護サービス給付等費につきましては、地域密着型介護サービスとして、グループホームすずらん等の共同生活介護、認知症対応型通所介護に要する給付費でございます。

次に、2 項 1 目高額介護サービス等費、12節役務費につきましては、高額介護サービス費の通知に要する通信運搬費及び支給処理手数料でございます。

19節負担金につきましては、高額介護サービス等の給付費でございます。

138ページをお願いいたします。

2 目高額医療合算介護サービス費の19節につきましては、医療保険と介護保険の負担額が高額になった際に限度額を超えた分について給付を行うものでございます。

3 項 1 目及び2 目につきましては、要介護認定で要支援1、2の方の介護予防サービスに係る給付費でございます。

4 項 1 目特定入所者介護サービス費につきましては、施設サービスを利用した場合に係ります食費、居住費の負担を軽くするために支給される介護給付費でございます。

5 項 1 目審査支払手数料の12節役務費につきましては、介護給付費の審査手数料で宮城県国保連合会に支払うものでございます。

139ページをお願いいたします。

3 款諸支出金 1 項 1 目第1号被保険者還付加算金の23節につきましては、第1号被保険者への還付金でございます。

4 款地域支援事業費につきましては、要支援、要介護状態にならないための介護予防の推進事業費でございます。

1 項 1 目一次予防事業費につきましては、介護予防普及啓発事業といたしまして、健康貯金友の会事業、いきいきサロン等への出前講座等、介護予防に資する活動に要する費用でございます。

7 節賃金につきましては、健康貯金友の会事業への看護師の賃金。

8 節報償費につきましては、いきいきサロン等への介護予防の出前講座の講師謝礼等に要する費用でございます。

11 節需用費につきましては、事業に要する消耗品等。

12 節につきましては、通信運搬費。

13 節委託料につきましては、介護予防サポーター養成事業の委託料でございます。

19 節につきましては、総合事業費精算に伴う負担金でございます。

2 目二次予防事業費につきましては、要支援、要介護状態となることを予防する事業の費用でございます。

7 節につきましては、通所、訪問事業に係ります看護師、栄養士等の賃金。

11 節につきましては、コピー料金等の消耗品費。

13 節委託料につきましては、運動機器等を主とした生活機能向上事業の委託料でございます。

2 項 1 目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、2 節から 4 節につきましては、職員の人件費でございます。

7 節賃金につきましては、社会福祉士の賃金。

11 節需用費につきましては、消耗品費や公用車の車検整備代等、維持管理費等でございます。

12 節役務費につきましては、地域包括支援センターの電話料金、車検整備に伴います手数料、自動車損害保険料等に要する費用でございます。

13 節委託料につきましては、指定介護予防支援事業としてケアプラン作成等の委託料でございます。

14 節につきましては、地域包括支援センターシステム賃借料。

27 節公課費につきましては、自動車重量税に要する費用でございます。

2 目総合相談支援事業費につきましては、訪問相談、実態把握に要する費用でありまして、7 節賃金につきましては、看護師等の賃金。

9 節旅費につきましては、認知症関連研修会に要する費用。

11節につきましては、消耗品等に要する費用でございます。

3目権利擁護事業費につきましては、高齢者虐待防止並びに成年後見人申立て等に対応するための弁護士謝礼、困難事例への対応に要する委託料等でございます。

4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、介護支援専門員スタッフの研修時の講師謝礼等に要する費用でございます。

141ページをお願いいたします。

3項1目任意事業費8節報償費につきましては、お元気訪問員、安心コール事業協力員への謝礼でございます。

11節需用費につきましては、消耗品費等。

12節役務費につきましては、ひとり暮らし高齢者等への安心コール機器取り付け及び取り外し手数料及びボランティアスタッフの方々の保険料等でございます。

13節委託料につきましては、配食サービス事業、安心コールセンター業務委託料でございます。

14節につきましては、安心コール機器借上料でございます。

5款につきましては、予備費を計上したものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（大須賀 啓君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長（高崎一郎君）

議案第34号 平成28年度大和町宮床財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

資料147ページをお願い申し上げます。

議案第34号 平成28年度大和町宮床財産区特別会計予算であります。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額でございます。歳入歳出それぞれ2,270万7,000円と定めるものでございます。その内訳につきましては第1表歳入歳出予算によるものでございます。

151ページお願い申し上げます。

初めに、歳入につきましてご説明申し上げます。

1款財産収入につきましては、宮床生産森林組合ほかへの貸し付けに伴います収入でございます。

利子及び配当であります。基金の管理に伴います収入でございます。

一般会計での運用部分と金融機関への積み立てによりましてそれぞれ計上いたしているところでございます。

2款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額部分につきましては調整のための基金からの繰入金として計上しているものでございます。

3款繰越金につきましては、科目の設定であります。

4款1項森林総合研究所支出金につきましては、28年度に実施します高山地区の分収造林事業、保育間伐、作業道新設に要します費用の支出金1,305万2,000円でございます。

4款2項以下の科目につきましては、科目設定でございます。

次に、152ページ、歳出でございます。

1款1項管理会費につきましては、管理委員7名に要します費用の計上となっております。

2款1項1目の一般管理費につきましては、一般の事務管理費ございまして、7節賃金につきましては、用務員1名の費用を計上しておるものでございます。

11節需用費につきましては、事務経費のほか、予算・決算書の印刷製本につきましては計上となっております。

12節役務費につきましては、通信用の切手でございます。

2目財産管理費につきましては、直営部分等の作業といたしまして作業道の刈り払い、あるいは宮床地区で全体の巡視といったことでの巡視員の費用を計上しております。

19節負担金補助金及び交付金につきましては、負担金は町の林業地域振興協議会ほか3団体への負担金でございます。

153ページをお願いいたします。

3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、9節旅費につきましては、毎年度の事業打ち合わせ等の職員の出席旅費でございます。

12節役務費につきましては、森林災害保険料の計上となっております。

13節委託料につきましては、高山地区の保育間伐8.7ヘクタール、作業道新設につきましては延長800メートルに係る業務委託料でございます。

4目諸費につきましては、19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金につきましては、3つの財産区で構成しております連絡協議会への負担金でございます。

28節繰出金につきましては、事務繰出といたしまして182万8,000円、事業費につき

ましては、407万7,000円をあわせて繰り出すものでございます。

予備費につきましては、支出はございませんけれども5万円といたしまして措置をさせていただこうとするものでございます。

続きまして、155ページをお願いいたします。

議案第35号 平成28年度大和町吉田財産区特別会計予算でございます。

第1条につきましては、歳入歳出の総額でございます。歳入歳出それぞれ1,510万2,000円と定めるものでございます。内訳につきましては第2項第1表のとおりとするものでございます。

159ページお願い申し上げます。

初めに、歳入でございますが、県支出金の補助金でございます。

1款県支出金1項県補助金であります。吉田財産区の檀ノ下地区にございます直営林につきまして、保育間伐ということで5.74ヘクタールを予定しております。それに係る補助金でございます。

2款1項財産運用収入の1目貸付収入につきましては、吉田愛林公益会などに対する貸付収入を見込むものでございます。

2目利子及び配当金につきましては、基金残高のことも含めまして1,000円の利子計上をお願いするものでございます。

2項財産売払収入につきましては、科目設定を行ったものでございます。

3款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出の差の部分について基金からの繰り入れを予定するものでございます。

4款繰越金につきましては、科目設定いたすものでございます。

5款1項森林総合研究所支出金につきましては、研究所から交付される金額でございます。今年度の対象は檀ノ下地区の分収造林事業でございます。裾枝払いは9.74ヘクタール、生物除外につきましては10.06ヘクタール、作業道修繕につきましては延長1,100メートル、檀ノ下2地区におきましては裾枝払いで7.0ヘクタール、除伐6.0ヘクタール、生物害防除3.2ヘクタールを実施するために要します費用の収入計上1,178万1,000円でございます。

2項、3項につきましてはそれぞれ科目の設定を行ったものでございます。

161ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項管理会費につきましては、管理委員7名の経費を計上いたしております。

2款1項1目一般管理費につきましては、一般的な管理経費でございます。

11節需用費につきましては、予算書・決算書の印刷製本費の経費でございます。

12節役務費につきましては、通信用の切手代でございます。

2目財産管理費につきましては、直営林の整備等を行うという費用について計上を行っております。

7節賃金につきましては、例年行っております作業道等の刈り払いの人夫賃金に係る経費でございます。

12節役務費につきましては、直営林の災害保険の6.1ヘクタール分の計上となっております。

13節委託費につきましては、保育間伐で5.74ヘクタールの除伐作業の委託に要します経費でございます。

3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、先ほど収入でご説明申し上げました檀ノ下地区の保育に要します費用の計上でございます。

7節旅費につきましては、研究所との協議のための職員の経費といたしているものでございます。

12節役務費は、昭和60年植栽の檀ノ下地区の保険料の計上でございます。

162ページ上段になります。

13節委託料は、全体で裾枝払い16.42ヘクタール、除伐が6.0ヘクタール、13.26ヘクタールの生物害防除、作業道修理1,100メートルに要します経費の計上でございます。

4目諸費でございますが、19節負担金補助及び交付金につきましては、3財産区の連絡協議会への負担金。

28節繰出金につきましては、一般会計への繰り出しとして2団体への助成部分でございます。吉田地区の団体連絡協議会、吉田地域振興協議会への助成部分となっております。

予備費につきましては、宮床財産区同様5万円を見込んでいるものでございます。続きまして、164ページをお願いいたします。

議案第36号 平成28年度大和町落合財産区特別会計予算でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額でございます。歳入歳出それぞれ513万6,000円と定めるものでございます。

第2項でございます。その内訳につきましては、第1表のとおりとするものでございます。

168ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、1款1項1目土地貸付収入でございますが、こちらにつきましては、落合地区内の相川地区、報恩寺地区、松坂地区と、3地区に貸し付けをしております収入の計上でございます。

2目利子及び配当金につきましては、基金の利子につきまして見込んだものでございます。

2款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出の差し引き部分を基金から繰り入れするものでございます。

3款繰越金以下につきましては、科目の設定をさせていただくものでございます。

169ページをごらんいただきます。

歳出でございます。

1款1項管理会費につきましては、こちらも前2つの財産区同様管理会委員7名に要する費用、報酬その他となっております。

2款1項1目一般管理費につきましては、一般的な管理経費でございます。

11節需用費につきましては、予算書・決算書の印刷製本費の経費でございます。

12節役務費につきましては、通信用の切手代でございます。

2目財産管理費7節につきましては、1年おきに実施しております刈り払い賃金を計上いたしましたものでございます。

19節につきましては、黒川郡山火事防止推進協議会の負担金。

3目諸費の19節につきましては、3つの財産区の連絡協議会への負担金。

繰出金につきましては、事務費部分で141万円、地域への一般会計を経由いたしましての助成としまして140万5,000円を計上いたしましたものでございます。

予備費につきましては、宮床財産区、吉田財産区同様に5万円を見込んで計上したものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

それでは、172ページをお開きいただきたいと思います。

議案第37号 平成28年度大和町奨学事業特別会計予算でございます。

第1条歳入歳出予算でございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,118万2,000円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表によるものでございます。

175ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

1款1項1目1節利子及び配当金につきましては、基金利子の科目設定でございます。

2款1項1目1節教育費寄附金につきましても、科目の設定でございます。

3款1項1目1節奨学事業基金繰入金につきましては、28年度の奨学事業を運営するに当たりまして、財源調整のために基金から繰り入れを行なうものでございます。

3款2項1目1節一般会計繰入金につきましては、28年度の奨学事業を運営するに当たりまして、財源調整のために一般会計から繰り入れを行うものでございます。

4款1項1目1節繰越金につきましては、見込みの額の計上となるものでございます。

5款1項1目1節預金利子につきましては、科目の設定となるものでございます。

2項1目1節奨学費貸付金元利収入につきましては、現年度分、過年度分合わせまして、奨学金の貸与者59名からの償還金を計上いたしたものでございます。

次に、176ページでございます。

歳出でございます。

1款1項1目事業費の21節貸付金でございます。高校生3名、新規が3名でございます。大学生29名、内訳は継続が19名、新規で10名を見込んでおりますが、その高校生、大学生に対します奨学金の貸付金の計上でございます。

2目事務費につきましては、奨学事業審議委員の報酬と費用弁償、あわせて奨学事業の事務に要します経費などを計上いたしたものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

説明書178ページをお願いいたします。

議案第38号でございます。

平成28年度大和町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成28年度大和町の後期高齢者医療特別会計予算は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございます。

第1条歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億2,966万3,000円と定めるものでございます。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表によるものでございます。

説明資料182ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項につきましては、75歳以上の方々の保険料でございます。

1目の特別徴収保険料につきましては、年金の天引き分で100%の収納。

2目の普通徴収保険料は97%の収納で予算措置をしたものでございます。

2款使用料及び手数料につきましては、科目設定でございます。

3款1項一般会計繰入金につきましては、1目につきましては、事務費の繰り入れ、2目につきましては、低所得者の保険料軽減に充当するための繰り入れでございます。

4款繰入金につきましては、科目設定でございます。

5款諸収入につきましては、1項から3項までは、科目設定でございます。

4項につきましては、県後期高齢者広域連合からの健康診断受託による受託事業収入でございます。

5項は科目設定でございます。

歳出、184ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、後期高齢者医療会計業務に要する経費でございます。

主なものとしまして、11節需用費は、コピー代などの消耗品でございます。

12節は、保険証更新時の郵送料でございます。

13節委託料は、健康診査業務の委託料でございます。

2項徴収費につきましては、保険料徴収に要する経費でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合への本町の保険料の納付金でございます。

3款諸支出金につきましては、還付金などに備えての予算措置であり、26年、27年度の実績に基づき計上しております。

4款につきましては、予備費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

では、続きまして予算に関する説明書の190ページであります。

議案第39号 平成28年度大和町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条の歳入歳出予算であります。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ8億4,820万円と定めるもの。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表によるもの。

第2条債務負担行為につきましては、第2表によるもの。

第3条地方債につきましては、第3表によるもの。

第4条一時借入金の借入最高額を2億円と定めるものであります。

193ページをお願いします。

第2表債務負担行為であります。平成28年度水洗便所改造資金利子補給であります。期間は平成29年度から平成31年度までとし、限度額を37万8,000円とするものであります。

次に、水洗便所改造資金損失補償であります。期間を平成29年度から平成31年度まで、限度額は融資資金に係る未回収金額とするものであります。

194ページの第3表地方債でございます。起債の目的ごとの限度額でございます。公共下水道事業で2,100万円、資本費平準化事業として1億円、流域下水道事業として2,150万円、合計1億4,250万円とするものであります。起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりであります。

明細書の196ページをお願いします。

歳入であります。

1款1項1目下水道事業負担金であります。過年度の賦課分の計上ありますが、平成28年度使用開始の新規は予定ございません。

2款1項1目下水道使用料は、前年度比5.4%増の見込額計上であります。

2目土木使用料は、都市下水路占用料。

2款2項1目下水道手数料は、指定店、責任技術者登録等の収入見込額の計上であります。

3款1項1目下水道費国庫補助金は、補助事業費5,020万円の補助率2分の1の計上であります。

4款1項1目一般会計繰入金は、水洗便所普及、水質規制等の管理費及び借入償還金等、財源調整のための一般会計からの繰入金であります。

197ページの、5款の繰越金及び6款1項1目預金利子につきましては、科目の設定でございます。

6款2項1目雑入は、小鶴沢循環線下水道維持管理費に対する宮城県環境事業公社からの補助金等の計上であります。

7款1項1目下水道債は、建設事業に係る公共下水道債、資本費平準化債、流域下水道債の本年度予定額を計上したものでございます。

198ページをお願いいたします。

歳出であります。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務費の一般管理経費のほか使用料金などの賦課徴収費、水洗便所普及費、水質規制費及び施設の維持管理費などに要する費用の計上あります。

主なものといたしまして、7節賃金につきましては、都市下水路の清掃人夫賃、11節の需用費は、マンホールポンプの電気料、修繕料などであります。修繕料につきましては、舗装修繕及びマンホールポンプ等の修繕に要する費用でございます。

12節役務費の通信運搬費は、マンホールポンプ場の電話料など。手数料につきましては使用料の徴収取扱手数料や污水管等の緊急清掃の手数料であります。

13節委託料につきましては、料金算定業務等の水道事業への委託料、その他流域下水道の接続点17カ所と特定事業場31カ所の水質調査及びマンホールポンプと污水管の清掃業務委託に要する費用であります。

199ページとなります。

14節使用料及び賃借料は、マンホールポンプ制御盤設置の土地借上料でございます。

16節原材料費は、マンホールふた及び公共ますふた等の補修用材料の購入費用でございます。

19節の負担金です。吉田川流域下水道維持管理運営費につきましては、下水の予定排出量400万立方メートルとし予定額を計上したものです。仙台市下水道維持管理費につきましては、宮城大学分を、大衡村維持管理費につきましては、糸繰マンホールポンプ場の維持管理の予定額を計上したものでございます。補助金の水洗便所改造資金利子補給金につきましては、前年度以前分と現年度見込み分の融資あっせん予定分の利

子補給であります。

27節公課費につきましては、消費税及び地方消費税納付見込額の計上であります。

2項下水道建設費であります。

1目建設費につきましては、公共下水道単独事業費のほか補助事業費及び流域下水道建設費負担金であります。

歳出の主なものでございます。

11節需用費につきましては、コピー代等の消耗品費であります。

13節の委託料につきましては、補助事業により都市下水路施設について公共下水道の雨水施設と位置づけを行うための計画変更業務の委託費でございます。公共下水道として長寿命化や災害復旧等を有利な補助制度による整備が可能となるものでございます。

14節の使用料及び賃借料は、下水道工事の積算システムの機械借上料でございます。200ページをお願いします。

15節の工事請負費につきましては、補助事業として、長寿命化対策としてマンホールポンプ、大平第1、第3、吉田、小鶴沢計4か所の改築工事、総合地震対策として、現在建設中の（仮称）南部コミュニティセンター敷地内にマンホールトイレ設置工事を行うことを予定しているものでございます。単独事業分といたしましては、公共ます設置3カ所の工事及び町道蒜袋宮前線拡幅工事に伴いますマンホールポンプ場移設工事を予定しているものでございます。

19節の負担金でございますが、吉田川流域下水道建設費につきましては、宮城県中南部下水道事務所が整備する建設費に係る町村の負担金であります。

2款1項公債費につきましては、28年度分の元金償還及び利子支払額の計上であります。

以上であります。

議 長 （大須賀 啓君）

課長、休憩します。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前10時57分 休 憩

午前11時10分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 （蜂谷俊一君）

引き続き、よろしく申し上げます。

208ページをお願いします。

議案第40号 平成28年度大和町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

第1条の歳入歳出の予算であります。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ6,412万3,000円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表によるものであります。

明細書の211ページをお願いします。

歳入であります。

1款1項1目農業集落排水事業分担金であります。滞納繰越分の収入見込額を計上しております。

2款1項1目農業集落排水処理施設使用料につきましては、実績により計上しております。

3款1項1目一般会計繰入金は、管理費充当分及び起債償還に係る繰り入れであります。宮床クリーンセンター内のフロア修繕費、汚泥引き抜き委託等の実績見合いにより計上したものでございます。

4款繰越金及び5款1項預金利子につきましては、科目の設定でございます。

次に、212ページの歳出であります。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務経費及び管渠、マンホールポンプ、クリーンセンターの維持管理に要する費用の計上であります。

主なものでございますが、11節需用費につきましては、クリーンセンターやマンホールポンプに係る電気料及びセンター内の曝気フロア修繕、マンホールポンプ場のポンプ等の修繕料であります。

12節役務費の手数料につきましては、施設の機器点検業務手数料及び使用料の徴収取扱手数料などあります。

13節委託料につきましては、処理場の運転業務や汚泥処理、管路清掃、電気工作物の保安管理、メーター検針、料金算定業務に係る委託料であります。

19節の負担金であります。県集落排水事業推進協議会負担金及びマンホールポンプの管理用電波の利用料金でございます。

213ページになります。

2款1項公債費につきましては、28年度分の元金および利子の償還予定額であります。

以上であります。

続きまして、219ページをお願いします。

議案第41号 平成28年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算であります。

第1条歳入歳出予算であります。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ5,995万4,000円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものであります。

第2条地方債につきましては、第2表によるものであります。

222ページの第2表地方債でございます。合併処理浄化槽整備事業の起債の限度額を610万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりであります。

明細書224ページをお開き願います。

歳入であります。

1款1項1目合併処理浄化槽事業分担金につきましては、新たな設置による供用開始予定分7基分を見込んでおります。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料につきましては、管理基数358件分の見込額計上であります。

3款1項1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金は、補助金の本年度見込額を計上しております。

4款1項1目は、管理費及び建設費借入償還金に係る一般会計繰入金であります。

5款の繰越金、6款1項預金利子及び225ページの2項雑入は、科目の設定でございます。

7款1項町債は、合併処理浄化槽費に係る借入見込額の計上であります。

226ページをお願いします。

歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、事務管理経費及び浄化槽維持管理に要する費用の計上あります。

主なものでありますが、11節需用費のうち修繕料は、ブローの部品交換、本体交換、浄化槽の軽微な修繕を見込んで計上しているものでございます。

12節役務費の手数料につきましては、合併処理浄化槽使用料を徴収するための取扱手数料や法定検査の手数料でございます。

13節委託料につきましては、浄化槽の保守清掃点検や料金算定業務及びメーター検針業務に係る委託料でございます。

19節負担金につきましては、県合併処理浄化槽普及促進協議会への負担金でございます。

次に、2 項 1 目合併処理浄化槽建設費であります。新規設置事業に係る費用の計上であります。

主なものでございます。227ページの15節の工事請負費は、新たに設置する工事に係るものであり、5人槽1基、7人槽5基、10人槽1基の合計7基の計上であります。

19節補助金につきましては、合併処理浄化槽設置整備費につきましては、吉岡西部地区に対する浄化槽設置補助金で、7人槽1基、10人槽1基計2基分の見込額計上であります。

次に、2 款 1 項公債費につきましては、28年度分の元金及び利子の償還予定額であります。

以上であります。

続きまして、予算説明書の233ページをお願いします。

議案第42号 平成28年度大和町水道事業会計予算についてであります。

第1条総則であります。平成28年度大和町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

第2条業務の予定量ですが、給水戸数につきましては、前年度微増の10,650戸を予定しております。

次に、年間総給水量及び1日平均給水量であります。年間総給水量は292万立方メートルであります。また、1日平均給水量については、本年度の県大崎広域水道からの受水契約水量の8割の責任水量分の8,000立方メートルを1日の平均給水量といたしております。

第3条収益的収入及び支出の予定額であります。

収入は、水道事業収益の合計額で9億6,540万5,000円。支出は、水道事業費用の合

計額で9億4,215万6,000円となり、収支の差し引きで2,324万9,000円で、黒字の収支予定額としております。

次に、234ページとなります。

第4条資本的収入及び支出の予定額であります。

収入は資本的収入の合計額で4,567万7,000円、支出額は資本的支出の合計額で2億68万9,000円の予定であります。

第4条の条文の括弧書きであります。この予算で定める収入額が支出に対し不足する額2億501万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億401万2,000円及び建設改良積立金1億100万円で補填することとしております。

第5条の企業債であります。起債の目的は水道基幹施設耐震化事業に係るものであり、限度額を1,000万円とするものであります。起債の方法及び利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

235ページであります。

第6条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員6名分の給与費3,863万3,000円と定めるものであります。

第7条他会計からの補助金であります。8,000トンの留保見合い分などとして一般会計からの繰入金予定額を1億147万2,000円と定めるものであります。

第8条棚卸資産の購入限度額について2,000万円と定めるものでございます。

236ページは、重要な会計方針に係る事項についての記載であります。1の資産評価基準及び評価方法、2の固定資産の減価償却方法、3の引当金の計上方法、4その他会計に関する書類のための基本となる重要事項について説明した調書となっております。

次に、予算に関する説明書237ページから、240ページまでは、収益的収支及び資本的収支の実施計画書、241ページから245ページまでは、給与、手当等の人件費に関する明細であります。

246ページの債務負担行為に関する調書であります。過年度の議決をいただきました債務負担行為について記載しておるものでございます。

247ページの平成28年度大和町水道事業予定キャッシュフロー計算書であります。

キャッシュフローの計算書は、1事業年度の現金、預金等の状況を一定の活動区分別に表示した報告書であります。

表示は円単位ですが、1,000円単位で説明させていただきます。

1の営業活動によるキャッシュフローの当期純利益は、平成28年度損益計算におい

て見込まれる利益で、1,192万9,000円といたしております。

非資金項目の調整の減価償却費は1億9,810万円、引当金は平成29年度において支払うことになる職員賞与分228万4,000円の計上、営業活動による資産及び負債の増減の資産の増減マイナス441万7,000円については、未収金、貯蔵品等の増加額、負債の増減マイナス4,686万5,000円は、未払金の減少額によるものであります。

営業活動によるキャッシュフローの合計額は、1億6,103万円であります。

次に、2の投資活動によるキャッシュフローであります。建設改良費はマイナス1億5,457万1,000円で、平成28年度建設改良費支払見込額、実施による収入1,003万円は、国庫補助金一般会計出資金受入額であります。

投資活動によるキャッシュフローの合計額はマイナス1億4,454万1,000円の予定となっております。

3の財務活動によるキャッシュフローの企業債の発行については、1,000万円が平成28年度の借入予定額。企業債の償還はマイナス9,224万3,000円で、平成28年度の企業債の償還額であります。

財務活動によるキャッシュフロー合計額はマイナス8,224万3,000円であります。

以上の内容であります。現金及び現金同等物の増加額は、マイナス6,575万3,000円、現金及び現金同等物の期首残高が2億1,649万2,000円で、現金及び現金同等物の期末残高は、1億5,073万9,000円の予定としております。

次に、248ページの平成28年度の水道事業予定貸借対照表についてご説明申し上げます。期末の予定額となります。

主な科目ごとの予定額であります。資産の部の1の固定資産であります。 (1)有形固定資産は、排水管や機械施設等及び(2)無形固定資産、(3)投資その他資産の合計で62億6,919万3,000円を予定しております。

249ページの2の流動資産は、現金、預金、未収金、貯蔵品であり、合計で3億2,834万8,000円あります。資金合計は65億9,754万2,000円と予定しております。

負債の部は、3の固定負債(1)企業債であります。10億5,805万9,000円の計上であります。

4の流動負債の(1)企業債、(2)未払金、(3)引当金、(4)その他流動負債の合計額を1億8,681万6,000円、5の繰延収益の(1)長期前受金、(2)収益化類型額合計15億7,520万9,000円を合わせた負債合計は28億2,008万5,000円を予定しております。

次に、250ページでございます。

資本の部、6の資本金であります、(1)の自己資本金の固有資本金、繰入資本金、組入資本金の合計は23億5,471万4,000円を予定するものであります。

次に、7の剰余金であります、(1)の資本剰余金につきましては、国庫補助金、受贈財産評価額、工事負担金、他会計負担金、開発負担金、その他資本剰余金の合計額は3億5,774万9,000円となっております。(2)の利益剰余金は、各積立金及び当年度未処分利益剰余金で、合計額10億6,499万2,000円でございます。これらを含めた資本合計は、37億7,745万6,000円となる予定であります。

負債、資本の合計65億9,754万2,015円は、249ページの資産の合計額と同額となります。

次に251ページの平成27年度末の水道事業の予定貸借対照表であります、平成27年度決算見込額による期末の予定額であります。

同じく、表示は円単位であります、1,000円単位で説明させていただきます。

主な科目ごとの予定額であります、資産の部(1)の固定資産は、排水管や機械施設などの構築物等の減価償却等及び無形固定資産、投資その他資産の合計で63億884万8,000円を予定しております。

252ページの2の流動資産につきましては、現金・預金、未払金、貯蔵品などありますが、合計で3億9,851万8,000円と予定しております。

資産の合計ですが、67億736万6,000円といたしてございます。

次に、負債の部ありますが、3の固定負債は企業債、4の流動負債は企業債及び未払金予定額の計上であり、また、(3)引当金、(4)その他流動負債、5の繰延収益の(1)長期前受金、(2)収益化累計額の負債合計で29億7,306万9,000円を予定しております。

次に、253ページの資本の部ですが、6資本金の(1)自己資本金については、各資本金の合計額で23億2,576万8,000円といたしてあります。

次に、7の剰余金であります、(1)資本剰余金は、国庫補助金、受贈財産評価額、工事負担金、他会計負担金等で、合計額3億5,774万9,000円であります。

(2)の利益剰余金は、各種積立金及び当年度未処分利益剰余金で、合計額を10億5,077万8,000円。

これらを含めた資本合計は、37億3,429万6,000円、負債資本合計は、67億736万6,000円を予定しております。

次に、254ページをお願いいたします。

平成27年度水道事業予定の損益計算書についてであります。

1の営業収益と2の営業費用における営業収支におきましては、7,520万2,000円の営業損失。3の営業外収益と4の営業外費用における営業外収支においては、1億1,064万7,000円の黒字となりますが、5の特別損失を加えた当年度の純利益は1億764万3,000円の予定額としておるところであります。これに前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加えた当年度未処分利益剰余金は、9億1,775万円を予定額としております。

次に、255ページとなります。

平成28年度の水道事業会計予算内訳書についてご説明いたします。

初めに、資本収益的収入及び支出であります。

収入の1款水道事業収益であります。

1項1目給水収益は、水道料金及びメーター使用料を合わせて消費税を除いた増加分として約2%増を計上いたしております。

2目の受託工事収益は、一般県道升沢吉岡線に埋設しております配水管口径100ミリメートル及び150ミリメートルについて、準用河川明ヶ沢川改修工事に支障となりますことから移設工事を行うことによる収益であります。

3目給水加入金につきましては、新たな給水加入による見込額の計上であります。

4目その他営業収益は、メーターの受信機、コードカバーなど材売収益。手数料は、給水工事の設計審査及び開栓の手数料など。雑収益は、下水道料金などの徴収業務の受託料並びに消火栓維持管理費等の計上であります。

次に、2項営業外収益であります。

1目の一般会計補助金につきましては、高料金対策など補助金であります。

2目は、預金利子であります。

256ページをお願いします。

3目開発負担金につきましては、大規模な開発による負担金等はありませんので、民間アパートなどの建築等からの見込額計上であります。

4目長期前受金戻入であります、国庫補助金等減価償却見合分の計上であります。

5目雑収益は、第三者による給排水管の破損修繕費の収益などであります。

次に、支出であります。主なものについて説明させていただきます。

1款水道事業費用の1項1目上配水費につきましては、給料、手当、法定福利費の人件費は損益勘定支弁職員分として6名分を計上しております。

賞与引当金繰入額につきましては、26年度から適用の会計制度改正に伴う科目としての計上あります。

賃金は、窓口業務等事務補助員及び水道事業マッピングシステム構築に伴う給水台帳整理等の補助員の賃金。

通信運搬費は、電話料金及び専用回線料金。保険料は公用車、建物、機械設備等の基準保険料によるものとなっております。

委託料につきましては、メーターの検針委託、水質検査委託、水道メーターの検定期間満了による交換業務委託、給水の開始・中止作業業務の委託。

また、水道施設のマッピングシステム構築事業の2年目ではありますが、料金システムと給水所有者の台帳等を連動することにより給水装置の履歴や、断水となった場合の影響範囲の特定による効率的なお知らせなど、円滑な水道施設の管理を行える環境に整えようとするものでございます。

257ページの動力費は、宮床2号ポンプ場のほか8施設の動力電気料であります。

修繕費につきましては、給排水管の修繕、簡易水道施設修繕及び検満メーターの修理費用でございます。

受水費につきましては、宮城県大崎広域水道からの受水料金であります。

賃借料は水道料金システム工事など設計積算システムなどコンピューター機器の借上料でございます。

2目の受託工事費ではありますが、県道升沢吉岡線に埋設しております配水管について準用河川明ヶ沢川改修工事に支障となることから配水管の移設工事を行なおうとするものでございます。

3目の総係費でございます。

報酬につきましては、水道事業審議会委員12名分の報酬であります。

委託料は、水道事業庁舎の宿日直業務委託料。

賃借料は吉田の八志田橋水管のNTT施設の添架使用料でございます。

4目減価償却費につきましては、建物、配水管等の構築物、機械及び装置その他固定資産の平成28年度償却分でございます。

5目及び258ページの6目は、棚卸資産減耗費とメーターの受信機、コードカバーなどの購入原価を計上しております。

2項の営業外費用となります。

1目は企業債の利息、2目雑支出は第三者による給排水管の破損修繕費の計上であります。

次に、資本的収入及び支出の、収入でございます。

1款資本的収入1項1目企業債は、水道基幹施設耐震化の詳細設計に係るもの。

2項1目出資金は、上水道の広域化事業及び旧簡易水道事業につきましての水道事業会計への一般会計出資金あります。

3項1目国庫補助金は、水道基幹施設の耐震化事業に係る補助事業費の補助率3分の1の計上であります。

4項1目移設補償金については、北河原橋及び西川橋橋梁かけかえに伴います資産減耗費を除く保証金であります。現在国土交通省及び宮城県と協議中に伴い額が確定していないため、科目設定のみの計上であります。

259ページの支出であります。

1款1項建設改良費1目配水管布設事業費の管工事費については、漏水事故の未然防止と管網構築の観点から計画的に配水管の布設替工事を実施するものであります。

予定箇所は、吉岡の東下蔵、天皇寺地区、北河原橋及び西川橋かけかえに伴う布設がえ、また根古、若畑、難波、金取南の旧簡易水道の配水管布設がえ、未給水区域解消として落合松坂除キ地内の配水管布設工事を予定するものであります。

2目の水道施設更新事業費につきましては、基幹施設であります中峰配水池の電気設備の更新であります。電力制御盤及び計装盤の経年経過によるトラブルを未然に防止するために更新事業を計画するものであります。

3目上水道統合事業費の管工事費であります。27年度設置完了します根古、若畑のポンプ場の停電等に対応するための自家発電装置設置工事を予定するものであります。

4目水道基幹施設耐震化事業費の調査設計費であります。27年度におきまして耐震診断業務を行いました。宮床1号配水池、松坂配水池について、長町・利府断層を震源とする地震には部分的にもたないとの結果が出ましたので、耐震化を図るため詳細な設計業務を予定するものであります。

5目営業設備費の量水器費につきましては、水道メーターの新設予定分の設置費であります。

次に、2項1目企業債償還金については、借入元金の支払予定額を計上しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

これで説明を終わります。

日程第 13 「予算特別委員会の設置について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第13、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

議案第31号から議案第42号までの各種会計予算については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議案第31号から議案第42号までの各種会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会に付託の上審査することに決定しました。

ただいま予算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午前11時45分 休 憩

午前11時46分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告いたします。

委員長に堀籠英雄議員、副委員長に松川利充議員が選任されました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は3月3日の午前10時です。

午前11時47分 延 会

上記会議の経過は事務局長浅野喜高の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員